

不服申立て事案答申第 236 号

不服申立て事案諮問第 263 号

件名：メールへの対応方針に係る文書の不開示（不存在）決定に関する件

答 申

1 審議会の結論

愛知県人事委員会（以下「人事委員会」という。）が、審査請求人に係る別記に掲げる保有個人情報（以下「本件請求対象保有個人情報」という。）の開示請求について、不存在を理由として不開示としたことは妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。）に基づき審査請求人が令和 5 年 6 月 23 日付けで行った保有個人情報開示請求に対し、人事委員会が同年 7 月 5 日付けで行った不開示決定について、該当する文書が存在するため開示を求めるというものである。

(2) 審査請求の理由（略）

3 処分庁の主張要旨

処分庁の弁明書における主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 開示しないこととした理由

ア 本件請求対象保有個人情報について

本件開示請求書の開示請求をする保有個人情報の内容欄に記載されている「別添メール」は、審査請求人が特定年月日 B に行った苦情相談の申出（以下「本件苦情相談」という。）に関連して、愛知県人事委員会事務局（以下「事務局」という。）の審査課（以下「審査課」という。）の担当者が特定年月日 C に審査請求人に送信したメール（以下「本件メール」という。）である。

本件メールには、苦情相談制度に関する対応方針は回議、決裁の手続きを経て決定されるものであり、その過程で班長も含めて検討する必要がある旨の説明（以下「本件説明」とする。）が記載されているところ、本件請求対象保有個人情報は、本件説明に係る方針を決定した決裁文書、当該決裁に関する起案、承認者、決裁者及びその内容が分かる文書、本件メールを審査請求人に送信することの可否等を組織として判断するための決裁文書並びに審査請求人の相談内容を相談者である審査請求人の任命権者である愛知県教育委員会（以下

「教育委員会」という。)に伝達する際の決裁文書と解される。

イ 本件請求対象保有個人情報の存否について

(ア) 事務局では、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 8 条第 1 項第 11 号及び人事委員会の事務局長に対する事務の委任に関する規則（昭和 28 年愛知県人事委員会規則 2-4）第 3 条に基づき、職員からの勤務条件その他の人事管理に関する苦情の申出及び相談（以下「苦情相談」という。）の事務を担っており、当該事務は愛知県人事委員会事務局の組織に関する規則（昭和 26 年愛知県人事委員会規則 2-1）第 4 条第 4 号に基づき審査課が処理している。

苦情相談の事務手続においては、相談者から電話、メール等にて申出を受けた審査課担当者が、相談者に対して、相談内容の詳細の聞き取りや、相談者の所属・職・氏名を含めて相談者の任命権者へ相談内容を伝達してよいか等の事務的な確認を電話、メール等で行った上で、事務局としての対応方針の案を作成する。

そして、愛知県人事委員会事務決裁規程（平成 15 年愛知県人事委員会訓第 2 号。以下「事務決裁規程」という。）第 5 条により事務局にも適用される愛知県事務決裁規程（平成 15 年愛知県訓令第 5 号）第 4 条第 3 項により、「課に属する事務事業の企画及び運営に関すること」については本庁の課長が専決するものされていることから、担当者が作成した対応方針の案を、班長を経由し、決裁権者である審査課長が専決した上で、相談者の任命権者へ相談内容の伝達や改善の依頼等の対応を行うこととなる。

(イ) 審査請求人は審査請求書の審査請求の趣旨及び理由において、苦情について決裁もとらず職員個人の考えで、条件を付けて、苦情相談制度を断ることは出来ず、本件メールに関して方針決裁でなくとも決裁を作成しているはずである旨主張している。

しかしながら、本件説明は、審査課担当者が相談者に対する事務的な確認を行う中で、前記(ア)で述べた審査課長が専決するに当たり班長を経由することとなる手続を説明したものに過ぎず、事務局として新たな判断を要する事項ではなく、事務決裁規程に基づき組織として対応を判断すべき事項でもないことから、本件説明に係る方針決裁は行っていない。したがって、本件説明に係る方針を決定した決裁文書、当該方針に関する起案、承認者、決裁者及びその内容が分かる文書並びに本件メールを審査請求人に送信することの可否等を組織として判断するための決裁文書は作成していない。

また、審査請求人の相談内容を審査請求人の任命権者である教育委員会に伝達する際の決裁文書については、前記(ア)で述べた苦情相談の一連の事務手続きのうち、担当者による事務的な確認が完了した後に作成されるもので

あるところ、本件保有個人情報開示請求は、担当者による事務的な確認を行っている途中でなされたものであり、本件苦情相談については、審査請求人の任命権者である教育委員会に伝達等を行う段階に至っていないことから、伝達する際の決裁文書は作成していない。

(ウ) 以上により、本件請求対象保有個人情報を作成又は取得していないため、不開示（不存在）決定をしたものである。

4 審議会の判断

(1) 本件請求対象保有個人情報について

保有個人情報開示請求書の内容を基本として、審査請求書及び弁明書の内容を踏まえると、本件請求対象保有個人情報は、本件説明に係る方針を決定した決裁文書、当該決裁に関する起案、承認者、決裁者及びその内容が分かる文書、本件メールを審査請求人に送信することの可否等を組織として判断するための決裁文書並びに審査請求人の相談内容を教育委員会に伝達する際の決裁文書であると解される。

(2) 本件請求対象保有個人情報の存否について

ア 処分庁によれば、本件説明は、担当者が相談者に対して事務的な確認を行う中で、苦情相談事務における対応方針については事務決裁規程に基づき審査課長が専決するものであり、その際には班長を経由することとなる手続を説明したものに過ぎないとのことである。

当審議会において処分庁から説明を聴取したところ、本件説明は事務局として新たな判断を要する事項ではなく、事務決裁規程に基づき組織として対応を判断すべき事項ではないことから、本件説明に係る方針決裁は行っておらず、当該方針を決定した決裁文書、当該方針に関する起案、承認者、決裁者及びその内容が分かる文書並びに本件メールを審査請求人に送信することの可否等を組織として判断するための決裁文書は作成していないとのことである。

イ また、本件保有個人情報開示請求は、担当者が相談者に対して事務的な確認を行っている途中でなされたものであり、本件苦情相談の内容を教育委員会に伝達等を行う段階に至っていないことから、審査請求人の相談内容を教育委員会に伝達する際の決裁文書は作成していないとのことである。

ウ これらを踏まえ、当審議会で検討したところ、本件請求対象保有個人情報の存在が推認される事情は認められないことから、本件請求対象保有個人情報を作成又は取得していないとする処分庁の説明に、特段不自然、不合理な点があるとは認められない。

(3) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審議会の判断に影響を及ぼすものではない。

(4) まとめ

以上により、「1 審議会の結論」のとおり判断する。

別記

別添メール 9～10 行目「当委員会の苦情相談制度は組織として対応しており……申し添えます。」の方針を決めた、方針決裁などの文書。

この方針の起案、承認者、決裁者（責任者）と、内容がわかる文書、全て。

また、別添メールを審査請求人に送る際の決裁文書、及び教育委員会に伝達する際の決裁文書全て。

(審議会の処理経過)

年 月 日	内 容
5. 9. 27	諮問（弁明書の写しを添付）
6. 6. 11	処分庁から反論書の写しを受理
6. 7. 22 (第 239 回審議会)	処分庁の職員から不開示理由等を聴取
同 日	審議
6. 8. 19 (第 240 回審議会)	審議
6. 9. 27	答申